

静岡県橋梁設計要領

令和3年10月

静岡県交通基盤部道路局

まえがき

「静岡県橋梁設計要領」は、静岡県が管理する道路橋の計画・設計にかかる基本事項を定めたもので、県職員が行う橋梁計画や設計実務が円滑に遂行することを目的として平成15年6月に発行し、平成26年7月に改定した。

その後、平成28年4月の熊本地震など近年の地震による被災事例等を踏まえ、平成29年7月に「橋・高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）が改定され、各種基準（便覧、技術資料等）も改定や発行が行われていることから、これらを踏まえ、最新の知見に基づき本要領の改訂を行った。

平成29年7月の「橋・高架の道路等の技術基準」の主な改定内容は以下のとおりである。

- ① 多様な構造や新材料に対応する設計手法の導入
⇒ ・「部分係数設計法」及び「限界状態設計法」の導入
- ② 長寿命化を合理的に実現するための規定の充実
⇒ ・点検頻度や手法、補修や部材交換方法等、維持管理の方法を設計時点で想定して耐久性設計を行うことを規定
- ③ その他の改定
⇒ ・熊本地震における被災を踏まえた対応（大規模な斜面崩壊等による被災を踏まえ、斜面変状等を地震の影響として設計で考慮することを明確化等）
・施工に関する規定の改善（落橋防止装置等の溶接不良事案を踏まえ、溶接検査の規定を明確化 等）
・点検結果を踏まえた改善（特殊な形状のPCポステン桁の一部でひび割れが発生していることを踏まえ、ひび割れ防止対策の規定を充実 等）

本要領の改訂では、平成29年11月刊行「道路橋示方書・同解説」に即した内容とするとともに、県職員が活用しやすい内容となるよう更新を行った。

主な改訂点は以下のとおりである。

- ① 「道路橋示方書・同解説（平成29年11月）」等、最新技術基準の内容を反映した更新
- ② 維持管理の容易さや維持管理の確実性のための配慮事項の充実
- ③ 施工上の留意事項や、設計時における施工への配慮事項の充実
- ④ 職員が活用しやすい要領とするため、備考欄への出典や補足の充実

本要領が、県が管理する道路橋の設計・施工に役立てられ、より高い安全性と耐久性の確保に寄与することを念願する。

令和3年10月

交通基盤部道路局道路整備課

. 共 通 編

. 鋼 橋 編

. コンクリート橋編

. 下 部 構 造 編

. 耐 震 設 計 編

. 橋 梁 付 属 物 編

. 耐 震 補 強 編

. 参 考 資 料 編